

# 北九州地区労連ニュース

2022年1月号 No. 183

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号

メール k\_roren@ybb.ne.jp 093-921-0747

ホームページ https://kitakyushu-roren.sakura.ne.jp/

解雇・残業代未払い・パワハラ

あきらめずに電話して下さい

秘密厳守 労働相談ホットライン  
相談無料

093-921-0747

k\_roren@ybb.ne.jp

## 急頭のあいさつ

「労働者の権利を守り、ゆとりある生活実現を」

北九州地区労連 議長 永富 雅生



あけましておめでとございませう。

このコロナ禍で富めるもの、富めないもの、貧困と格差が大きく広がっています。岸田首相は、所信表明で看護・介護・保育など現場で働く方の収入を増やすと言っていますが、あまりにも低額な上にきちんと労働者に届くのか疑問と報道されています。

コロナ禍で明らかになったことは、これまでのアベノミクスは非正規、特に女性労働者に格差を押し付けてきたことが自殺者の増加や困窮者の激増に現れています。

大企業は、内部留保と株主配当を右肩上がりにして、労働者は、この20年間ほとんど賃金の上昇がなく、世界的に見ても異常な国となっています。

12月16日の毎日新聞に「低賃金ニッポン我慢だけ有家計を守る」という見出しがありました。「給料が安い国ニッポン」とテレビのワイドショーが流すシーンをよく見かけ

る事になった。それどころか

「貧しい国」「もはや途上国並み」とまで言われる昨今。弱気になった日本人にウエイジャ

パニスピール(なぜなんだ日本人)突っ込みを入れるのが、芸人でIT企業役員の厚切

りシエイソンさんである。と特集ワイドに載っていました。

シエイソンさんは、19歳の

時に日本に来て、お笑い番組で日本語を勉強する時に自分も芸人になって見たいと思うようになり、就職を日本でと考え

日本企業の採用試験を受け内定をもらったそうですが、同じく内定をもらったゼネラルエ

レクトレックの方が、給料が5倍もありGEに決めたそうです。

GEでは、入社前に会社と交渉でき給料や地位も事前に交渉できたが、日本企業では全く交渉の余地がなかったと話されています。

こうした世界でも異常な状況を解決するために全国一律最低賃金制度を確立し、時間給1500円を実現するため運動を強化します。

新型コロナウイルスが

やっと落ち着いたと思った矢先、オミクロン株による感染拡大が報じられています。その原因が米軍にあるとの報道があります。沖縄では、連日感染者が激増し、PCR検査なしに入国していたことも明らかになり、沖縄の人々から怒りの声が上がっています。

神奈川県横須賀米軍基地では、年末にクラスターが発生し、「いくら入国制限しても穴の開いたバケツ」「日本政府が水際対策を強化しても米軍が抜け穴になる」と基地で働く従事員の声が報道されるなど、日米同盟のイビツさが浮き彫りになっています。

岸田政権は、改憲の前に日米対等の立場での安保条約見直しをする事こそが急がれるのではないのでしょうか。

北九州地区労連は、春闘で労働者の権利を守り、安心して働き続けることができる労働条件改善を目指し、7月の参議院選挙では平和憲法を守り活かす運動に全力で取り組みます。組合員のみならず、新年のごあいさつと健勝を願い、新年のごあいさつとします。

## 雨あがり

明けましておめでとございませう。

今年は2年ぶりに初詣で行ってきました。神社には例年よりも多く人が参拝に来ているのではないかとと思うほど多くの人がいよいよに思います。人の出が戻りつつあるなかで、沖縄、広島、山口でのコロナの感染者数の増加が著しく、コロナ感染対策がなされていない米軍基地から拡大しているように感じます。

年末にかけて減少傾向にあった感染者数に私自身気が緩んでいたところがありました。年が明けてすぐに組合員さんから出張先でオミクロン株のクラスター感染が発生し、現場が止まってしまい仕事に出ることができないという相談の電話を受けて改めてコロナに感染することのリスクの大きさを実感しました。



**地区労連新役員から決意と抱負がよせられています。**

地区労連ニュース5回に分けて掲載しています。お楽しみに。(順不同)



副議長 新屋敷浩一  
(福建労北九州支部)

今年度も北九州地区労連副議長を務めさせていただきま  
す。福建労北九州支部書記長の  
新屋敷浩一です。1年間どうぞ  
よろしくお願ひします。福建労  
は、建設に従事する職人や親方  
を組織する労働組合です。建設  
産業の民主化と発展を目指し、  
賃金単価の引き上げや現場環  
境改善など建設業界のルール  
つくりと平和と民主主義を求  
め、労働者・国民の諸要求実現  
をめざす組織として奮闘して  
います。先の総選挙では、9年  
にわたる安部・菅政権による憲  
法無視の強権政治からの転換  
に向け、市民と野党共闘による  
政権交代を目指す初めての闘  
いでした。結果は、自民党幹事  
長や現職大臣が小選挙区で落  
選するなど議席を減らしたも  
のの絶対安定多数の261議  
席の確保となりました。しか  
し、共闘勢力で一本化したら9  
選挙区で勝利、33選挙区で自  
民候補を僅差まで追い詰めた  
ことは、野党共闘の大きな成果

であると感じています。

岸田首相の所信表明で、岸田政  
権が安倍・菅政治を引き継ぐ極  
めて危険な政権であることが  
明らかになっています。憲法改  
悪を許さず、平和と民主主義を  
守る為、引き続き北九州地区労  
連運動に結集し奮闘していき  
ます。共に頑張りましょう。



幹事 大島 正  
(全教北九州)

役員4期目で今回は幹事に  
なり、労健連の代表幹事も引き  
受けました。全教北九州市教職  
員組合の執行委員をしていま  
す。34年間北九州市で教職に  
ついていました。新任1年目か  
ら組合に入り、「組合活動と教  
育研究(教研)は車の両輪」と  
先輩から教えられて色々とし  
てきました。

今年も苅田町の小学校で外  
国語(英語)専科の非常勤講師  
をしています。学校現場も非正  
規で多様な職種の方が働いて  
いる、それぞれの労働条件がど  
うなっているのか気になって  
います。

地区労連では他の労働組合  
の活動や労働相談、裁判闘争な  
どの話を詳しく聞くようにな  
り、まだまだ学ぶことの多い  
日々です。  
今期も宜しくお願ひします。



幹事 中村 忠徳  
(ポポロ労働組合)

第33回定期大会で幹事に選  
出頂きました中村忠徳です。出  
身は医労連ポポロ労働組合で幹  
事としては8年目になります。  
現在、北九州争議団共闘会議

の議長をしています。使用者の  
不法行為による解雇、賃金未払  
い、パワハラ等から労働者の生  
活と権利を守るために毎月の定例  
役員会をはじめとして団体交  
渉や裁判で闘っています。今年  
は北九州埠頭の増田保子さんの  
闘いで勝利し、雇止めを撤回さ  
せるために頑張りますので皆さ  
んのご支援、ご協力をよろしく  
お願ひします。

**すべての争議の早期解決をめざそう！  
北九州埠頭など企業の横暴を  
許さない支援集会 大成功**

北九州地区労連は、労働相談  
活動に力を入れて取り組んで  
きました。労働者の働く権利  
は、労働基準法や労働契約法な  
ど労働法で守られているはず  
ですが、北九州の多くの企業で  
は無法状態がまかり通ってい  
るようです。まさに、ブラック  
企業そのものといえる会社が  
多く存在しているのです。

このような、労働法さえ無視  
する企業の横暴を許さなす、労  
働者が働きやすい職場をめざ  
して、「企業の横暴を許さない  
支援集会」を計画しました。



主催者挨拶を行う永富地区労連議長

このように、労働法さえ無視  
する企業の横暴を許さなす、労  
働者が働きやすい職場をめざ  
して、「企業の横暴を許さない  
支援集会」を計画しました。

支援集会は、来賓として参  
加した山内北九州市議の挨拶  
を受け、道下地域ユニオン書  
記長から「これまでに団体交  
渉で解決した事案」について  
問題提起をしていただいた後  
に、不当な雇止めとたたかう  
北九州埠頭増田さん、不当配  
転命令とたたかう福岡県私教  
連永井さんなど5人のたたか  
っている仲間からそれぞれの  
たたかいについて報告・発言  
がありました。参加者からの  
発言は、北九州共闘竹内議長  
と南川氏、ユニオン北九州見  
口氏、新日本婦人の会浦野支  
部長から激励と支援の発言が  
ありました。

争議団共闘中村議長のもと  
での発言を受け、永富地区労  
連議長の音頭で団結頑張ろう  
で締めくくられました。

**2022年2月10日(木)18  
時30分より、北九州春闘共  
闘連絡会の総会&学習会が  
開かれます。  
コロナ対策万全に参加を！**



# 2022年 春闘最初の取り組み

1月6日(木)7時15分から戸畑駅周辺、18時から小倉駅周辺で新春宣伝行動を取り組んだ。戸畑駅では3団体14人が参加し300枚のチラシとテッシューパーを配布、小倉駅には、6団体10人が参加し500枚のチラシとテッシューパーを配布。受け取りは思ったよりも良かった。

## 戸畑駅にて



## 小倉駅にて



### 労健連総会について



労健連第32回定期総会会場風景

2021年12月17日健和看護学院会議室にて、労健連(北九州労働者の健康問題連絡会議)の第32回定期総会&学習企画が行われ地区労連の担当者として参加しました。

日高副議長が司会進行し、永野議長から「九州セミナーの成果を引き継ぎ、北九州の働く人々のいのちと健康を守る活動をさらに発展させましよう。」との開会挨拶がありました。その後、学習企画として石川民医連城北病院精神科医・松浦健伸先生の「コロナ禍における労働者のメンタルヘルス」が行われました。様々なデータを元に話をされ、これからの実践に参考になる提言もなされました。

定期総会では、まず田村代表

幹事から32期活動方針案が提案されました。

今期の活動の基調として①九州セミナーの成果を継承・発展させる②より多くの仲間が参加できる活動の展開③労健連30周年事業の準備の3点が挙げられました。具体的には特に「学ぶ」活動の重視が訴えられ、WEB開催も含めて第4期ROUAN塾開講(ピコ学習会40(仮称))の提案がありました。また、「若者」「非正規労働者」「自営業」「雇用によらない労働者」の方々への働きかけを重視した仲間作りや被災者救援活動の強化、アスベスト監視市民運動などの提案もあり、最後に「一人ひとりが主人公」「楽しくなければ労健連じゃない」をモットーに労健連活動を発展させていきたいと思います。

次に青木代表幹事から31期決算報告と32期予算案の提案があり、下川監事が欠席のため青木幹事の代読で会計監査報告が行われました。

続いて、永野議長より32期役員紹介がありました。代表幹事(17人中11人新規)、幹事(12人中4人新規)、幹事(2人中1人新規)、顧問(1人継続)と新規の割合が多い役員構成になっています。そして、九州セミナーとの関りからエフコープ労組、ユニオン北九州、福岡県歯科保険医協会北九州支部など新規に4団体の加入も報告されました。

その後、方針案、決算・予算案についての質疑応答を経て、参加者の拍手で提案が全て承認されました。

最後に安達新副議長の閉会あいさつで、無事に総会を終えました。

2022年1月19日(水)18時から小倉駅南口広場で、平和をあきらめないネットの宣伝行動が取り組まれました。

衆議院選挙で改憲勢力は3分の2を超え、改憲に向けた策動が強まっている中、「9条を守れ」「国民は憲法改正など願ってはいない」「政治の主人公は国民です。政治家の暴走は許されません!」など、前田憲徳弁護士、高瀬県会議員、永富地区労連議長、司会をされた社民党の南川さん、大学教授、中村哲さんの志をつがれる市民の方が、次々にマイクを握り改憲の動きを糾弾、平和を守るために署名へのご協力をと訴えました。

2022年1月19日(水)18時から小倉駅南口広場で、平和をあきらめないネットの宣伝行動が取り組まれました。

衆議院選挙で改憲勢力は3分の2を超え、改憲に向けた策動が強まっている中、「9条を守れ」「国民は憲法改正など願ってはいない」「政治の主人公は国民です。政治家の暴走は許されません!」など、前田憲徳弁護士、高瀬県会議員、永富地区労連議長、司会をされた社民党の南川さん、大学教授、中村哲さんの志をつがれる市民の方が、次々にマイクを握り改憲の動きを糾弾、平和を守るために署名へのご協力をと訴えました。

2022年1月19日(水)18時から小倉駅南口広場で、平和をあきらめないネットの宣伝行動が取り組まれました。

衆議院選挙で改憲勢力は3分の2を超え、改憲に向けた策動が強まっている中、「9条を守れ」「国民は憲法改正など願ってはいない」「政治の主人公は国民です。政治家の暴走は許されません!」など、前田憲徳弁護士、高瀬県会議員、永富地区労連議長、司会をされた社民党の南川さん、大学教授、中村哲さんの志をつがれる市民の方が、次々にマイクを握り改憲の動きを糾弾、平和を守るために署名へのご協力をと訴えました。

て、九州セミナーとの関りからエフコープ労組、ユニオン北九州、福岡県歯科保険医協会北九州支部など新規に4団体の加入も報告されました。

その後、方針案、決算・予算案についての質疑応答を経て、参加者の拍手で提案が全て承認されました。

最後に安達新副議長の閉会あいさつで、無事に総会を終えました。

2022年1月19日(水)18時から小倉駅南口広場で、平和をあきらめないネットの宣伝行動が取り組まれました。

衆議院選挙で改憲勢力は3分の2を超え、改憲に向けた策動が強まっている中、「9条を守れ」「国民は憲法改正など願ってはいない」「政治の主人公は国民です。政治家の暴走は許されません!」など、前田憲徳弁護士、高瀬県会議員、永富地区労連議長、司会をされた社民党の南川さん、大学教授、中村哲さんの志をつがれる市民の方が、次々にマイクを握り改憲の動きを糾弾、平和を守るために署名へのご協力をと訴えました。

2022年1月19日(水)18時から小倉駅南口広場で、平和をあきらめないネットの宣伝行動が取り組まれました。

衆議院選挙で改憲勢力は3分の2を超え、改憲に向けた策動が強まっている中、「9条を守れ」「国民は憲法改正など願ってはいない」「政治の主人公は国民です。政治家の暴走は許されません!」など、前田憲徳弁護士、高瀬県会議員、永富地区労連議長、司会をされた社民党の南川さん、大学教授、中村哲さんの志をつがれる市民の方が、次々にマイクを握り改憲の動きを糾弾、平和を守るために署名へのご協力をと訴えました。

2022年1月19日(水)18時から小倉駅南口広場で、平和をあきらめないネットの宣伝行動が取り組まれました。

衆議院選挙で改憲勢力は3分の2を超え、改憲に向けた策動が強まっている中、「9条を守れ」「国民は憲法改正など願ってはいない」「政治の主人公は国民です。政治家の暴走は許されません!」など、前田憲徳弁護士、高瀬県会議員、永富地区労連議長、司会をされた社民党の南川さん、大学教授、中村哲さんの志をつがれる市民の方が、次々にマイクを握り改憲の動きを糾弾、平和を守るために署名へのご協力をと訴えました。



憲法改悪の動きにチコちゃんも怒っている!



憲法改悪阻止を力強く訴える永富議長



改憲反対の署名も沢山集まりました

### 岸田総理国公で明言 憲法改悪を許さない全国署名で改憲勢力に打撃を!

労働法コラム 第84回

# 労働組合活動と名誉棄損



黒崎合同法律事務所

平山 博久 弁護士

1 皆さんが労働組合活動をする中で、会社に対して、どこまでの言動をしてよいのか?と疑問に思ったことはありませんか。  
公の場で会社を非難する言動・投稿・記者会見等をした場合、名誉棄損として逆に損害賠償の対象となるのか、という問題がありますので、今回は、その点について説明します。

2 名誉棄損法理について  
(1) まず、組合活動から離れて、一般論として、特定の言論が名誉棄損に当たると



かが問題となる場合、大きく分けると、①事実を述べることを通じて社会的評価を下げるケースと、②ある事実を基礎として、これに對して意見又は論評を表明することにより社会的評価を下げるケースがあります。

(2)そして、いずれの場合も、例えば、その行動によって第三者の社会的評価を下げたとしても、公共の利害に関する事実であり、その言動の目的が専ら公益を図る目的にあった場合、発言した事実(または基礎とした事実)の重要部分について真実であるとの証明があった場合、(意見ないし論

3

組合活動について

評としての域を逸脱したものでない限り)違法性がないとされています。さらに、仮に表現した事実が真実でなかったとしても真実であると信ずるについて相当の理由があれば故意・過失がなく、損害賠償責任は負わないとされています。

(1)この法理は組合活動にも当てはまると言ってもよいと考えます。

(2)記者会見で、たとえ、職場の社会的評価を下げる事実があったと主張しているとして述べたとしても、あくまでそれはこちらの主張に過ぎませんから、その意見が直ちに名誉棄損に当たるとか、その点について損害賠償責任を負うというのは考えにくいと思われます。

(3)また、街宣やビラ配りの組合活動と名誉棄損をめぐる裁判例において、「労働組合は、組合員である労働者のために、その労働条件をはじめとする経済的地位の維持・向上を目指して活動することが許されており、その活動が、組合活動として正当な範囲にある限り、違法性は阻

却される」とされ、正当性の判断要素として、事実が真実であるか、真実であると信じてに足る相当な理由があるか、表現方法が相当であったか、表現活動の目的・態様・影響などを考慮するとされています。

(4)ビラの配布や公衆に送信する行為は、まさに組合活動の重要な側面ですから、これが名誉棄損に当たると考えられる場合はあまりないと考えられます。もっとも、法人代表者の個人宅の前で、街宣活動をしたり、代表者の住所・氏名電話番号等を広く流布することを通じて、人格的攻撃を働きかけるといった取り組みは、違法となり得る可能性があります。

取締役の自宅付近で、街宣車と拡声器を用いた言論、横断幕を掲示し、シユプレヒコールをしたことについて差止仮処分が命じられたケースも存在します。

4 以上の通り、表現の自由・組合活動の自由の下に相当に広い範囲で行動が保障されているものの、事実として何を述べるのか、主題は何なのか、その行動を通じた目的は何

か、事実・主題・目的との関係で言い過ぎではないのか、これにより対象となる職場以外の第三者に不利益を与えないか、方法として相当であるのか、等と言ったところをチェックしながら、正しい組合活動を行う必要があると言えます。



北九州埠頭地位確認等請求事件

第9回期日 傍聴参加を!

とき 1月26日(水)

16時から

場 所 福岡地裁小倉支部

※ 審議終了後、弁護士会館で報告集会をします。